社会全体で最初可能的。

新宿区暴力団排除条例を制定(〒成24年 12月1日施行)

新宿区は、区内から暴力団を排除し、区民の安全で平穏な生活を確保するとともに、 事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団排除条例を制定しました。



暴力団と 交際しない 暴力団に 金を出さない 暴力団を 恐れない 暴力団を 利用しない

近年の暴力団は、凶悪犯罪を繰り返し、また巧妙な資金獲得活動を行い、区民の生活や事業者の健全な社会経済活動に被害を及ぼしています。

区民・事業者の皆さんは、基本理念に基づいて、社会全体で暴力団排除活動に取り組みましょう。



新宿区

暴力回排除条例

区の責務(5条)



区は、区民等の協力を得るとともに、警察などと連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

区民等の責務等(6条1項2項)

- 1 区民・事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区や警察に情報提供するとともに、区が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。
- 2 青少年の教育又は育成に携わる ものは、青少年が暴力団に加入 したり、暴力団による被害を受 けることがないように、指導、 助言等を行うよう努めます。



区の事務事業に係る措置(10条)



公共工事や補助金の交付など、区の事務事業全般から、暴力団関係者を排除します。

公の施設における措置(11条)



公の施設の利用の目的や内容が、暴力団の活動を助 長したり、運営に資すると認められる場合は、利用 を拒否します。

生活保護に係る措置(12条)



生活保護費が暴力団の活動を助長したり、運営に資することとならないよう、生活保護から暴力団員を 排除します。

区民等に対する支援(14条)



区は、区民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、相談、助言等の支援を行います。

区民等の安全確保(16条)



区長は、区の施設や公共の場所で行われる行事に対し、暴力団が威力を示す行為により区民等に危害を及ばすおそれがある場合には、区民等の安全を確保するため、警察を要請するなど適切な対応をとります。

暴力団等に関する 困りごと相談は

●新宿区 危機管理課 03-5273-4236

平三 午前 8 時 30 分~午後 5 時

●お近くの警察署 組織犯罪対策課

牛込警察署 03-3269-0110

新宿警察署 03-3346-0110

● 戸塚警察署 03-3207-0110

●四谷警察署 03-3357-0110

●(公財) 暴力団追放運動推進都民センター フリーダイヤル 0120-893-240

平日午前9時~午後5時